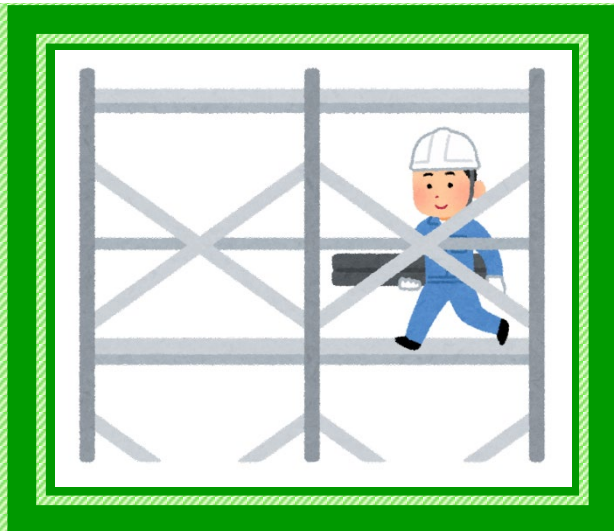
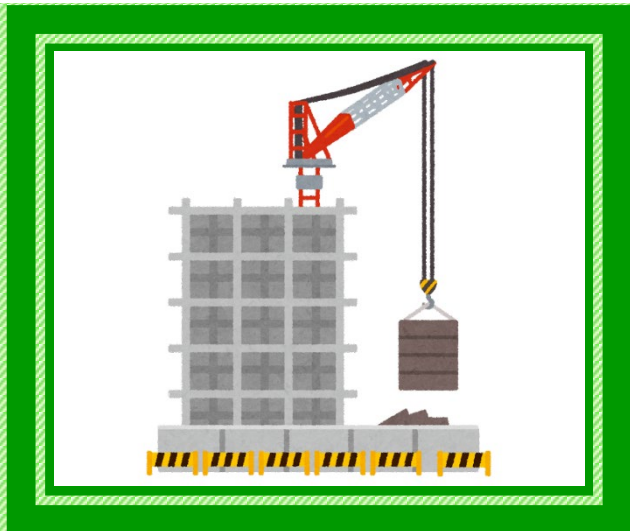


商業ビルやオフィスビル等の建設をお考えの方へ

商業施設やオフィスビル等の建築物を建設する場合、環境法令で以下のような規制がかかる可能性があります。以下の例はあくまで一例で全てを網羅しているわけではありませんので、詳しくは裏面に記載の各担当部署にご相談下さい。



環境法令に基づく規制の例

1

ボイラー・冷温水発生機

ボイラーや冷温水発生機を設置・変更・廃止する際は、横浜市生活環境の保全等に関する条例（市条例）の申請、大気汚染防止法（大防法）の届出が必要になる場合があります。

市
条
例

61-(1)-(1)
61-(1)-(2)

大
防
法

ばい煙 1

2

GHP以外のガスエンジン

GHP以外のガスエンジン（CGSなど）を設置・変更・廃止する際は、市条例の届出が必要になる場合があります。

市
条
例

小規模固定型
内燃機関等

3

送風機・コンプレッサー

送風機やコンプレッサー（ボイラー等に内蔵されているものも含む）を設置・変更・廃止する際は、騒音規制法（騒音法）・振動規制法（振動法）の届出が必要になる場合があります。

騒
音
法

2

振
動
法

2

※法令種類の下に記載している番号は、各法令の施設番号等を例示しています。

建設工事の実施にあたって

■形質変更する場合に土壌汚染に関する申請・届出が必要になることがあります

形質変更（敷地内の土地を掘ったり、盛ったりする）をする場合（土壌汚染対策法・市条例）

■特定建設作業を行う場合、騒音・振動に関する届出が必要となります。

特定建設作業（著しい騒音・振動を発生する作業）を行う場合
（騒音規制法・振動規制法）

■工事排水を①下水道、②直接公共用水域に排出する場合、届出が必要になります。

①中和等の排水処理を行う施設を設置する場合（下水道法）
②工事排水量が10m³/日以上工事を行う事業者（市条例）

■解体等工事を行う場合、アスベストに関する届出が必要となります。

事業所内の建築物や工作物を解体・改造・補修する際、アスベストに関する事前の届出が必要な場合があります。

その他の申請・届出

■建築・開発等に関する窓口や手続きについては、建築局へお問い合わせください。

建築・開発等の窓口案内

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20140401121655.html>

発電機の設置

常用の発電機を設置する場合、市条例の申請が必要となります。
※ 常用、非常用に関わらず、施設規模によっては経済産業省への届出が必要となります。

飲食店のちゅう房等の設置

飲食店のちゅう房等（※）を設置する場合、水濁法・下水道法の届出と、市条例の申請が必要となります。
※規模要件有

※その他にも申請・届出が必要な場合があります。詳しくは、窓口でご相談下さい。

担当部署と連絡先

横浜市役所

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 27階

お問合せの内容	担当部署	連絡先
市条例 指定事業所関係	みどり環境局環境管理課条例担当	045-671-2733 mk-shiteijigyosho@city.yokohama.lg.jp
大気関係	みどり環境局大気・音環境課大気担当	045-671-3843 mk-taikikisei@city.yokohama.lg.jp
騒音・振動関係	みどり環境局大気・音環境課騒音担当	045-671-2485 mk-souon@city.yokohama.lg.jp
水質汚濁関係	みどり環境局水・土壌環境課水質担当	045-671-2489 mk-mizu@city.yokohama.lg.jp
土壌汚染対策・地盤沈下関係	みどり環境局水・土壌環境課土壌対策担当	045-671-2494 mk-dojo@city.yokohama.lg.jp
下水道関係	下水道河川局水質課工場排水担当	045-671-2835 gk-kouhai@city.yokohama.lg.jp

インターネットの情報もご覧ください



令和7年3月作成